

芳賀町で発生した高病原性鳥インフルエンザ に係る移動制限の解除について

令和3年3月13日に芳賀町の農場において高病原性鳥インフルエンザが発生した際に設定した移動制限区域（発生農場から半径3km以内）について、防疫措置完了（3月19日）から21日間が経過したことから、国と協議した結果、4月10日午前0時に解除します。これによって、今回の発生に係る全ての措置が完了となります。

なお、消毒ポイントは全て閉鎖になります。

- ・解除日時：令和3年4月10日（土曜日）午前0時

国の疫学調査結果では、鶏舎専用長靴の交差汚染防止や、農場への野生動物の侵入防止対策の徹底を指摘されているため、家きん飼養者の皆様は、これらを踏まえ、飼養衛生管理基準の再点検をお願いします。

- 飼養する家きんの異状の有無の確認
- 異常家きん発生時の早期通報の徹底
- 野鳥や野生動物の侵入防止対策の確認と徹底
（防鳥ネット・壁・金網等の破損箇所の修繕）
- 鶏舎ごとに手袋や長靴等の交換
- 農場出入口での消毒の徹底 等

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクは、渡り鳥の北帰行の5月連休まで高いことから、引き続き警戒を強め点検をお願いします。

飼養家きんに異状を認めたら、速やかに管轄の家畜保健衛生所へ連絡してください。

県央家畜保健衛生所	TEL:028(689)1200	FAX:028(689)1279	携帯:090-7205-0895
県南家畜保健衛生所	TEL:0282(27)3611	FAX:0282(27)4144	携帯:090-7205-1402
県北家畜保健衛生所	TEL:0287(36)0314	FAX:0287(37)4825	携帯:090-7205-1826
畜産振興課	TEL:028-623-2352	FAX:028-623-2353	